

子は爲めに路頭に彷徨するの惨況を呈するに至らむ故に人類の智力の發達するに從ひ此不幸を救濟する方法を考察し遂に生命保險なる方法を發見せり然るに今生命保險の歴史を案するに最初英國に起り尋て米國に行はれ其歐洲大陸に行はれしは實に近世に在りとす何故に此利益ある生命保險業の歐洲大陸に久しく行はれざりしやは甚だ怪訝に堪えざる如しと雖も蓋し是れか原因なきにあらざるなり其原因とは何ぞ曰く架空の道德論是なり即ち自由民の生命は金錢に見積るを得ず自由民の生命は價值の上に位すとの格言に基因するものにして此格言は早く已に羅馬に於て行はれたり之を以て歐洲大陸に於ては生命を以て價值あるものとなし之を保險に付することを卑むこと甚だしく現に佛國ルイ第十四世は法律を發布して生命保險を嚴禁せり乍併此の如き架空論は最早今日の實際には存在することを得ず今日に於ては各國共に生命保險の必要を感じ専ら行はるゝことゝなれり尤も佛國の如きは之を採用するに至りたるは實に輓近のことなり

凡そ人は自己の生命又は健康に就ては明に金錢上の利益を有するものなるを以て自己の生命又は健康を保險に付することを得るは勿論他人の生命又は健康に就ても之に金錢上の利益を有するときは又保險に付することを得へし例せば子は親の生命又は健康に就き妻は夫の生命又は健康に就き保險契約を取結ふことを得るか如し

配偶者兄弟姉妹尊屬親及び卑屬親の生命若くは健康に就ては法律上金錢上の利益を有するものと爲すを以て是等の者の生命又は健康を保險に付するに就ては別に證明を要せざるものとす何となれば斯る關係を有する者の間には相互に養育の義務を負ふのみならず其結合たる極めて密にして甲の生活上の利益は乙の利益と見做すことを得へければなり(第六百七十八條第二項)

他人の生命又は健康を保險に付する場合に於ても其人の承諾又は了知は之を必要とせざるなり只其契約取結の當時に於て其人に就き金錢上の利益を有するを以て足れりとす故に其損失の生ずる當時利害の關係あることを要せざるものなり是れ他の保險と異なる所にして他の保險に在ては契約取結の當時被保險物に對し利益の關係あるを要するは勿論尙其損害の發生する當時に於ても利害の關係

の存するを必要とす之に反して生命保険に在ては損害發生の當時に其人の生命又は健康に就き利益の關係あることを要せざることを前述の如し歐米の法律に於ては従前は生命保険に於ても他の保険と同しく損害發生の當時に於て利害の關係存するを必要と爲したりと雖も今日に在ては皆之を改め我新法典と同一の規定を爲せり是れ其生命保険は他の保険と異り單に補償の主義にのみ原因せざるに基因せる結果にして生命保険なるものは一方に於ては積立金の性質を有するものなるを以て損失の當時利益の關係あるを問はざることいなれり乍併補償の性質も又全く帶ひざるものに非ざるを以て契約締結の當時には必ず生命又は健康に付き利害の關係を有するを必要とせり故に契約締結の當時に於て全く利益を有せざる人の生命又は健康を保険に付したるときは其契約は無効とす然れども自ら毫も利益を有せざるも被保険者の爲め若くは被保険者の生命又は健康に就て利益を有する第三者の爲めに保険契約を取結ふことを得る場合あり即契約上の義務の存する場合はなり此場合は要するに他の代理人として保険契約を取結ふに過ぎされは其利益は總て其本人に歸すべきものなり故に此場合は

眞箇の例外の場合と視る可からず(第六百八十一條)

凡そ保険額支拂期限は被保険者の死亡又は疾病の時若くは其他の保険したる事變の生したる時を以て之を定むるを通常とすれども尙ほ他の方法を以ても支拂期限を定むるを得べし實際屢々行はるゝ所のは若干年齢に達したるとき若くは若干期限の経過したるとき(例へば勤務年限保険額を支拂ふ可しとするもの是なり故に如此保険の結果は官の恩給に類すべし)

又保険額に就ては一時の資本を以てし或は年金を以てすることを約するを得べし而して其年金には通例或は終身或は若干年限或は本人及其寡婦の終身等の區別あり是れ寡婦儲金所、孤兒儲金所、恩給儲金所等に於て往々視る所にして之を年金保険と謂ふなり(第六百八十五條)

年金受取の権利は被保険者に屬すと同一の範圍及び條件にて第六百四十一條の規定に従ひ被保険者より之を他人に轉付することを得るとは第六百八十七條の規定する所なるも總則に於て已に之か規定あるを以て本條は其必要を見ざるか如し

尙ほ數節を設け生命保險の事を詳述するの豫定なりしも本學年講義の日も本日
を以て終りを告げ之を詳述するの餘日なきのみならず之に關する商法の規定は
已に詳密にして且明瞭なれば別に講論するの必要を見ざるか如し因て余は敢て
之を學生諸君各自の研究に委ね茲に本學年の講壇を辭退せんと欲す

保險法(商法第一編第八章)終

明治二十六年六月五日印刷
全 年六月八日發行

編輯者 東京市牛込區北山伏町四十七番地 小 山 愛 治

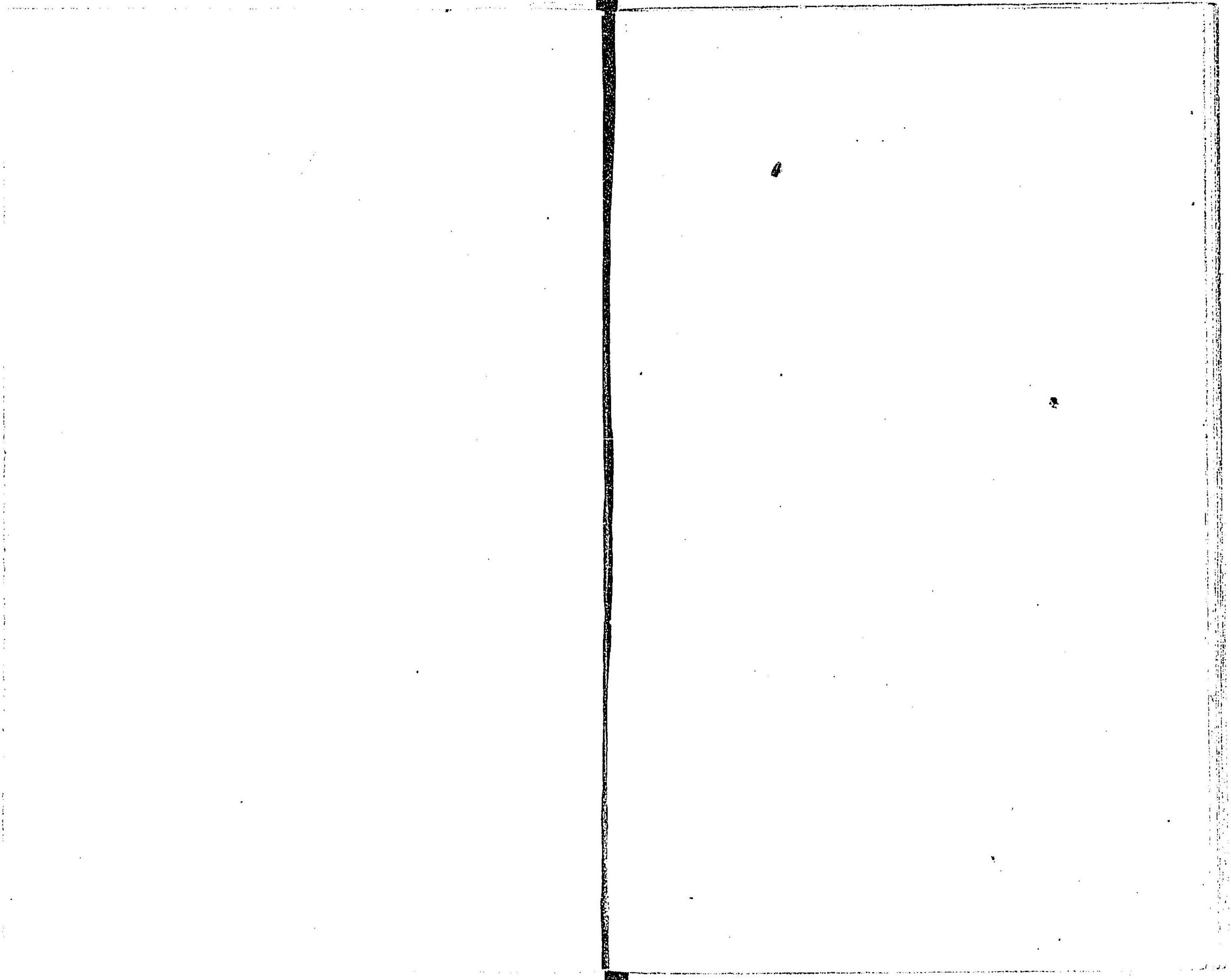
發行者 牛込區柳町三番地 小久江 武三郎

印刷者 東京市牛込區市谷加賀町一丁目廿三番地 根 岸 高 光

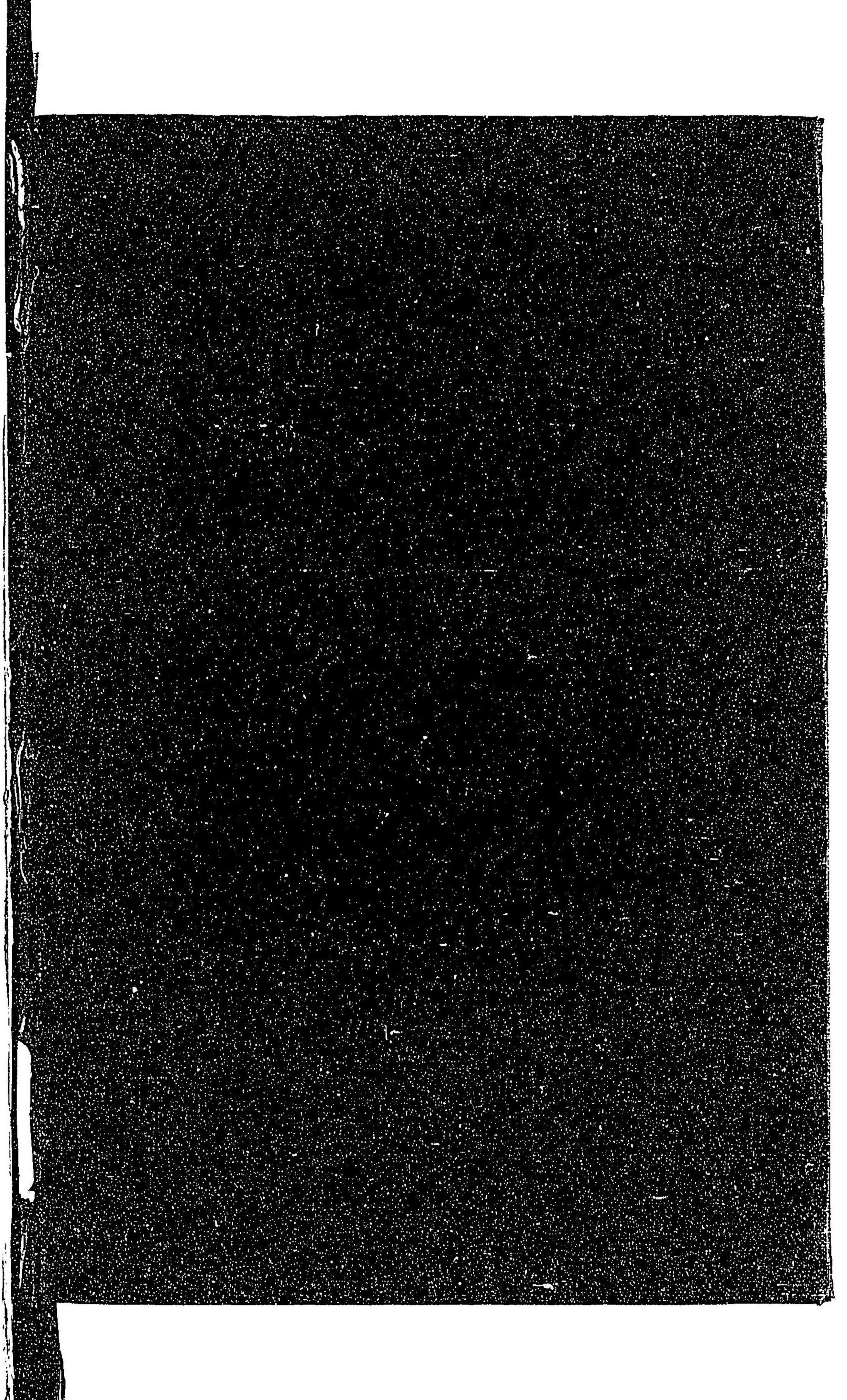
印刷所 東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地 秀 英 舍 工 場

發行所 東京市牛込區早稻田 東 京 專 門 學 校

發賣所 東京市神田區一ツ橋通町七番地 有 斐 閣 書 房



14
5447



14

544又

035436-000-0

14-544又

保険法

馬場 愿治/述

M26

BBO-0636



